

イノシシの  
保護及び管理に関するレポート  
(平成26年度版)

2015年3月

環 境 省



## はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度よりイノシシの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「イノシシ保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「イノシシの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/index.html>

● 2014（平成 26）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き	1p
● 今年度のレポートのテーマ	2p
● 分布拡大初期の取り組みと課題	3p
● 分布拡大初期における分布・被害情報の把握	9p
● 分布情報・捕獲情報から生息状況を診断し、適切な対応を行う	11p
● 侵入段階に応じた対策と役割分担の例	13p
● トピック：捕獲体制の整備について	16p

## 2014（平成 26）年度のイノシシの保護・管理をめぐる動き

2014（平成 26）年

3月：新潟県が『新潟県イノシシ保護管理計画』を策定しました。

5月：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 46 号。）が5月 30 日に公布されました。2015（平成 27）年 5 月 29 日に施行されます。イノシシが指定管理鳥獣に指定されることにより、指定管理鳥獣捕獲等事業が実施可能になります。

12月：2015（平成 26）年 6 月 19 日に環境大臣が基本指針の見直しについて諮問し、中央環境審議会自然環境部会鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会において検討が行われ、パブリックコメントの結果も踏まえて取りまとめ、10 月 27 日に答申されました。これを踏まえ、12 月 16 日に「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が告示されました。

## 今年度のレポートのテーマ

### 分布拡大初期における対応

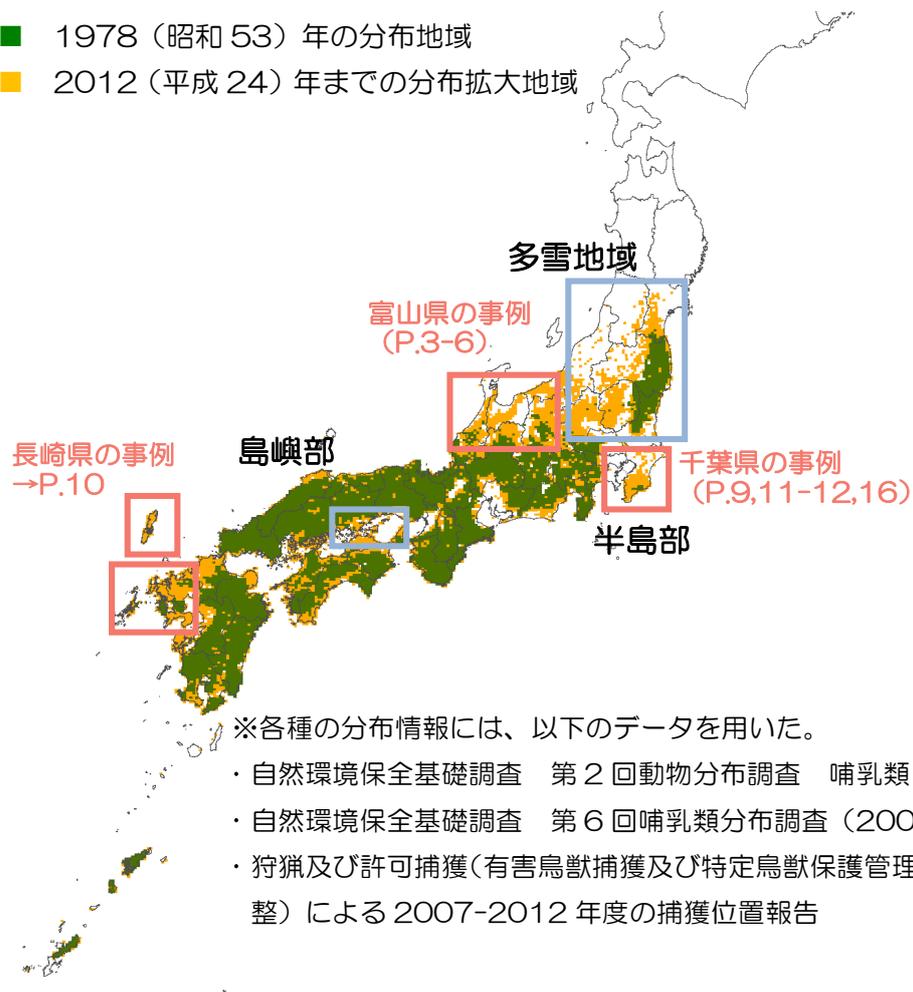
分布域の拡大に伴い被害が急速に増加した地域の過去の取り組みの経緯や課題を整理し、侵入段階に応じた対応方針を提案する

2012（平成 24）年度のイノシシ保護及び管理に関する検討会で挙げられた課題『イノシシ個体群管理の方針が明確でない』のひとつである『分布拡大地域への対応方針が明確でない』という課題について検討しました。

以下の図のとおり、多雪地域、半島部、島嶼への分布拡大が近年起きており、今後も各地で進行することが予想されます。生息数が増加し被害が深刻化している全国的な状況を考えると、侵入初期段階で適切に対処することで長期的にみると対応労力の軽減が図られることが期待されます。分布拡大の際に実施すべき対応を明確にし、普及していくことにより被害の未然防止、効率的な被害軽減につながります。

#### 【近年のイノシシの分布拡大地域】

- 1978（昭和 53）年の分布地域
- 2012（平成 24）年までの分布拡大地域



## 分布拡大初期の取り組みと課題

これまで分布拡大の初期段階で対応が遅れたために急激な生息数増加と被害増加が起こり、対策に費やされる費用と労力が莫大になってしまった地域が多くあります。そのような問題を解決するためには『早急な対応をするための現状把握』『問題意識の普及啓発』『対策技術の普及と体制整備』が重要になります。

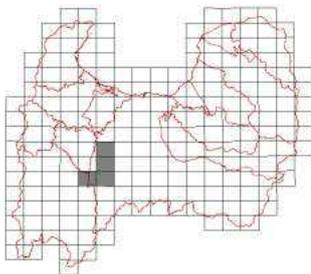
近年、イノシシの分布拡大により被害が急速に拡大した地域の過去の取り組みや経緯について情報収集を行い、時系列（生息確認→被害確認→被害急増）に沿って対応を整理し、分布拡大初期の対応における課題をまとめました。

### 富山県・富山市・氷見市の取り組みと課題

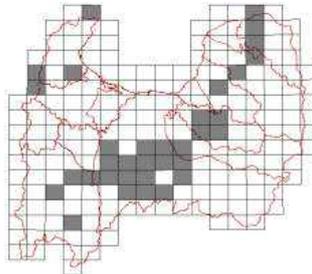
富山県では大正から昭和にかけて、イノシシはほとんど生息していませんでしたが、1999（平成11）年度から捕獲数が増加し、分布の拡大とともに捕獲数は増加し続け2013（平成25）年度の捕獲数は1,000頭を超えました。分布拡大に伴い（図1）、イノシシによる農作物被害も年々増加しています。県は主に被害防除の普及啓発を、市町村は捕獲や電気柵の設置等の現場での対策を行っています。



平成14年度



平成18年度



平成23年度

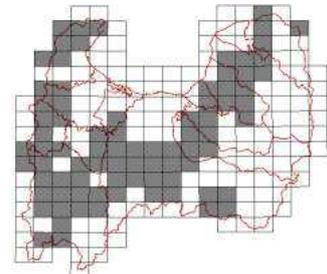


図1 富山県におけるイノシシの分布の推移（5倍地域メッシュ）

（富山県イノシシ保護管理計画（第1期）より抜粋）

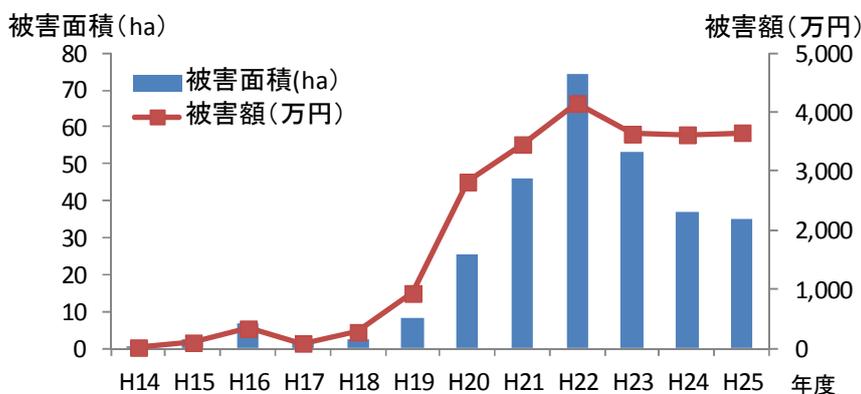


図2 富山県におけるイノシシによる農作物被害面積及び被害金額の推移

（富山県イノシシ保護管理計画（第1期）及び富山県提供データより）

●富山県の取り組み（現況把握／被害防除／捕獲）

富山県では、県全域での生息確認が遅れ、被害が急増した後に生息状況を収集する体制が構築されましたが、被害防除に関しては被害確認直後から熱意ある県職員により地道な普及活動が行われました。また被害が発生してから早い段階で自然保護課と農林部局が連携した防護対策も実施されました。

被害急増後は速やかに、県全域での生息状況調査、遺伝子調査（mtDNA 遺伝子型により隣接県からの進入ルートや県内の分布拡大状況を把握）、特定計画の策定、『イノシシ出没対策マニュアル』の作成など本格的な取り組みがされました。

イノシシ出没対策マニュアル:

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_pfile/00002529/00401165.pdf](http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00002529/00401165.pdf)

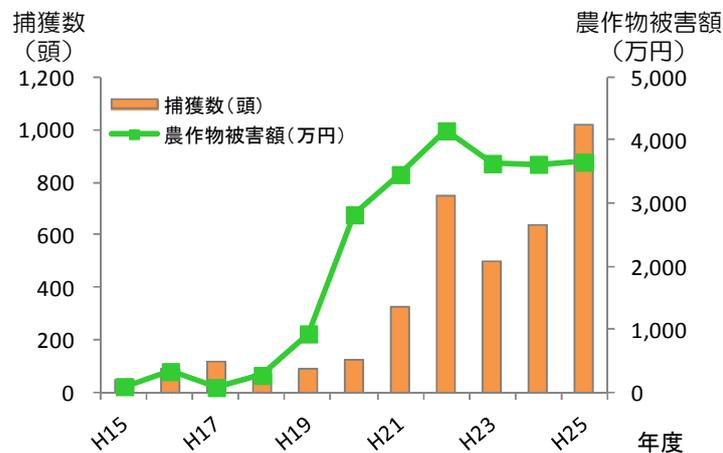
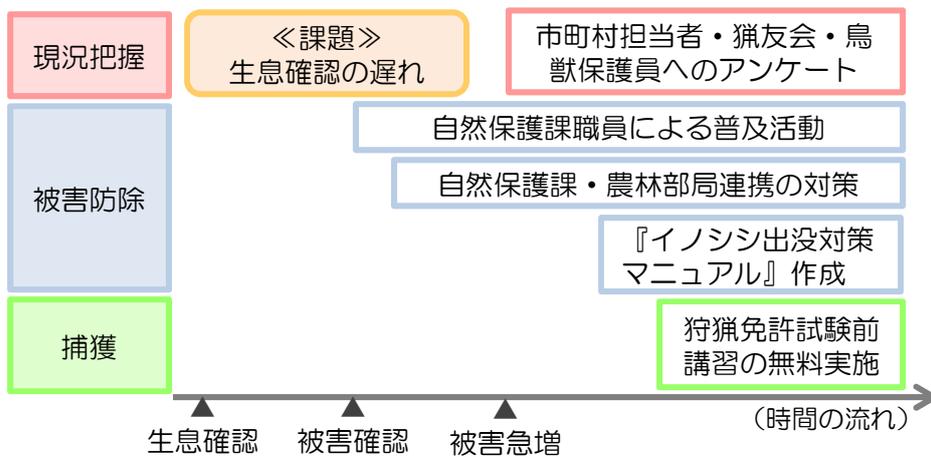


図2 富山県の農作物被害金額および有害鳥獣捕獲数の推移  
 （富山県イノシシ保護管理計画（第1期）および富山県提供データより）

●富山市の取り組み（現況把握／被害防除／捕獲）

富山市では、イノシシの警戒心の高さから山の中での痕跡情報や目撃情報を収集することが困難だったため、被害発生前に生息を確認することができませんでした。しかし、被害発生後は鳥獣被害防止特措法の交付金（以下、特措法交付金という。）を活

用し、翌年度には速やかに電気柵を設置しています。毎年電気柵の設置講習会を行い、電気柵を設置した場所では被害発生を抑制できていますが、被害の発生を未然に防止するには至っていません。

捕獲については、猟友会員により組織される捕獲隊が主に行っていますが、最近では新規にわな免許を取得した農家等がわなの見回りやエサやりを行うといった役割分担も推進しています。また、2015（平成27）年度から捕獲強化のため、市の予算により有害鳥獣捕獲や特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整、狩猟による捕獲に対して報償金を支払うことになりました。特に狩猟期である冬季は、雪によりイノシシの動きが制限されるなか銃器による捕獲が行えることから、狩猟者の捕獲意欲向上につながり、捕獲数が増加することが期待されます。

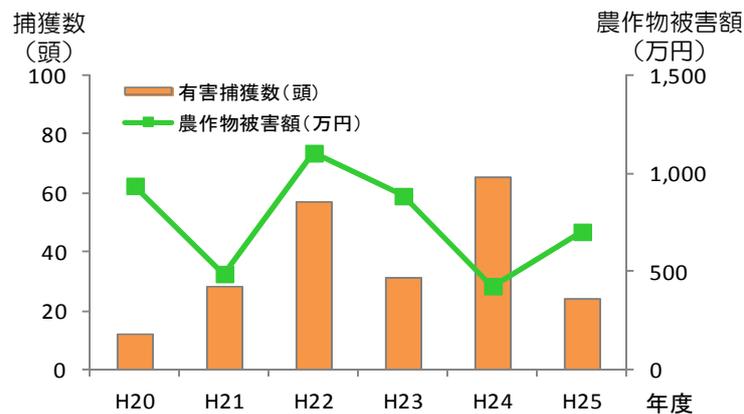
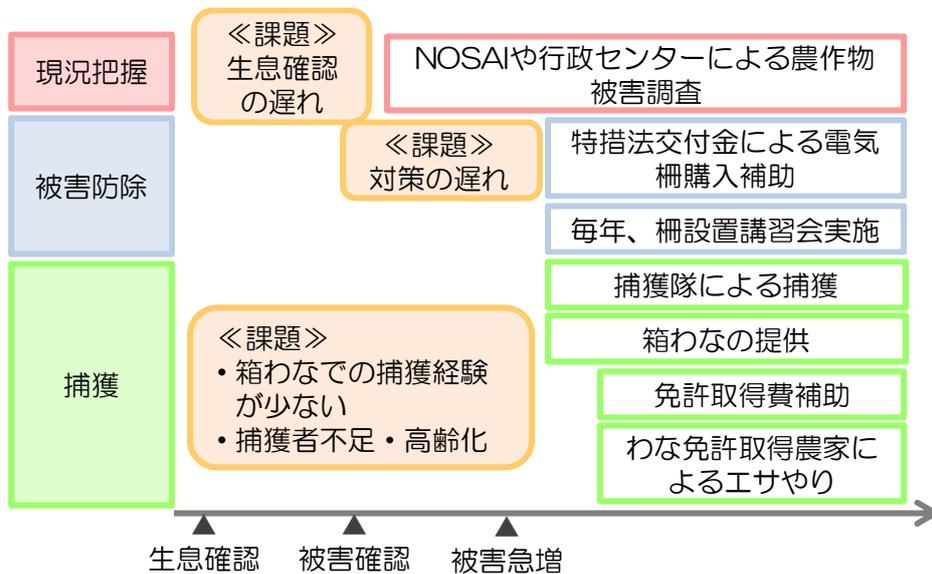


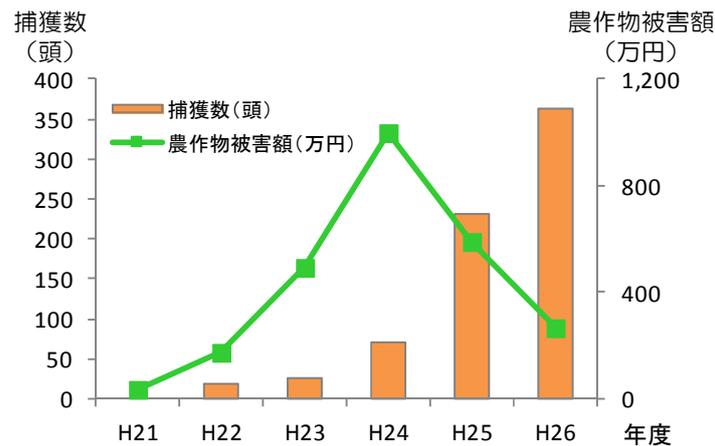
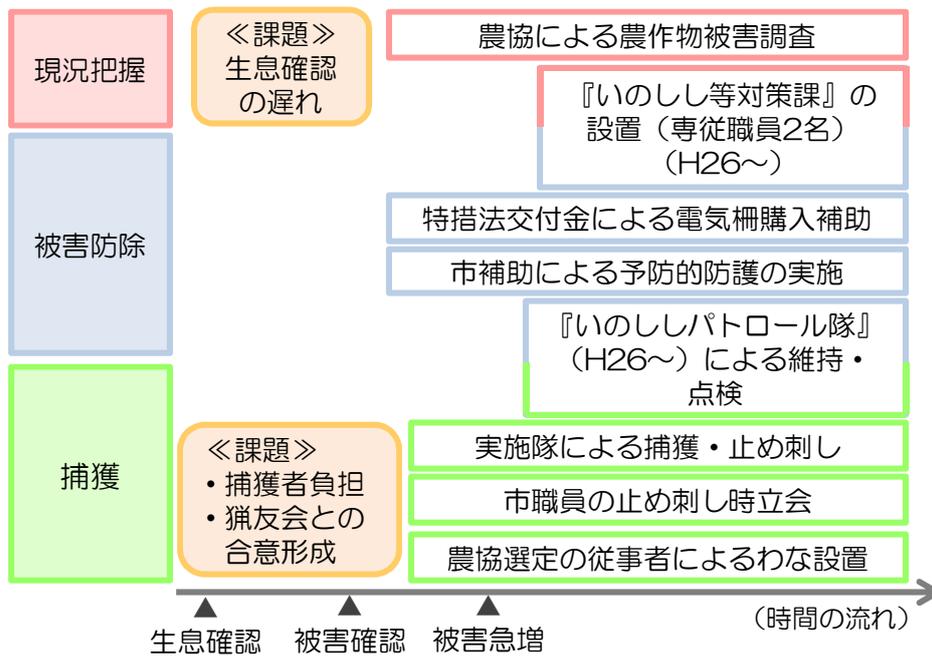
図3 富山市の農作物被害金額および有害鳥獣捕獲数の推移  
(富山市提供データより)

●氷見市の取り組み（現況把握／被害防除／捕獲）

氷見市では、2008（平成20）年度まではイノシシによる農作物被害はありませんでした。しかし、2009（平成21）年度に被害が確認されると、その後被害、捕

獲数ともに急速に増加しました。そのため、2014（平成26）年度より『いのしし等対策課』を新設し、専従職員2名を配置しました。また同時に市が雇用する専門家2名（猟友会員）と市職員により『いのししパトロール隊』を組織し、定期的に電気柵や捕獲檻の見回り・点検を実施しています。農作物被害への早急な対応として、国の補助要件に満たない被害地において市の補助による防護柵の設置を実施しています。

捕獲については、実施隊の負担の軽減を目的に、捕獲従事者を増やすために農協が窓口になり選出した従事者によるわなの設置や見回りを実施しています。新しい捕獲体制を整備するため、猟友会との意見交換や合意形成を継続して行っています。



※2014（平成26）年度の捕獲数・農作物被害額は暫定値

図4 氷見市の農作物被害金額および有害鳥獣捕獲数の推移

（氷見市提供データより）

## 分布拡大初期地域での共通課題の整理とその対応方針

富山県、富山市、氷見市でも、各自治体が抱える課題について対策を講じることで、少しずつ効果が上げられています。

イノシシの分布拡大および被害の拡大・増加を抑制することが、イノシシの管理をするうえで重要なポイントになります。それらを達成できない原因としては以下の3つの課題が挙げられます。

### ✓ 現状把握の遅れ

長い間イノシシが生息していなかった地域では、イノシシの痕跡を発見・識別できる人が少なかったり、イノシシの警戒心の高さから直接目視をすることが稀なため、被害発生前に生息確認をするのが難しい。

被害や出沒が確認されたときには、かなりの生息数になっていることが多い。また、生息情報を収集するシステムが構築されていない地域が多い。

### ✓ 適切な被害防除を早急に実施できない

特措法交付金により防護柵を設置する場合、「被害発生の翌年度の設置になる」、「一定の農地要件が必要である」ため、柔軟な対応ができないことが多い。

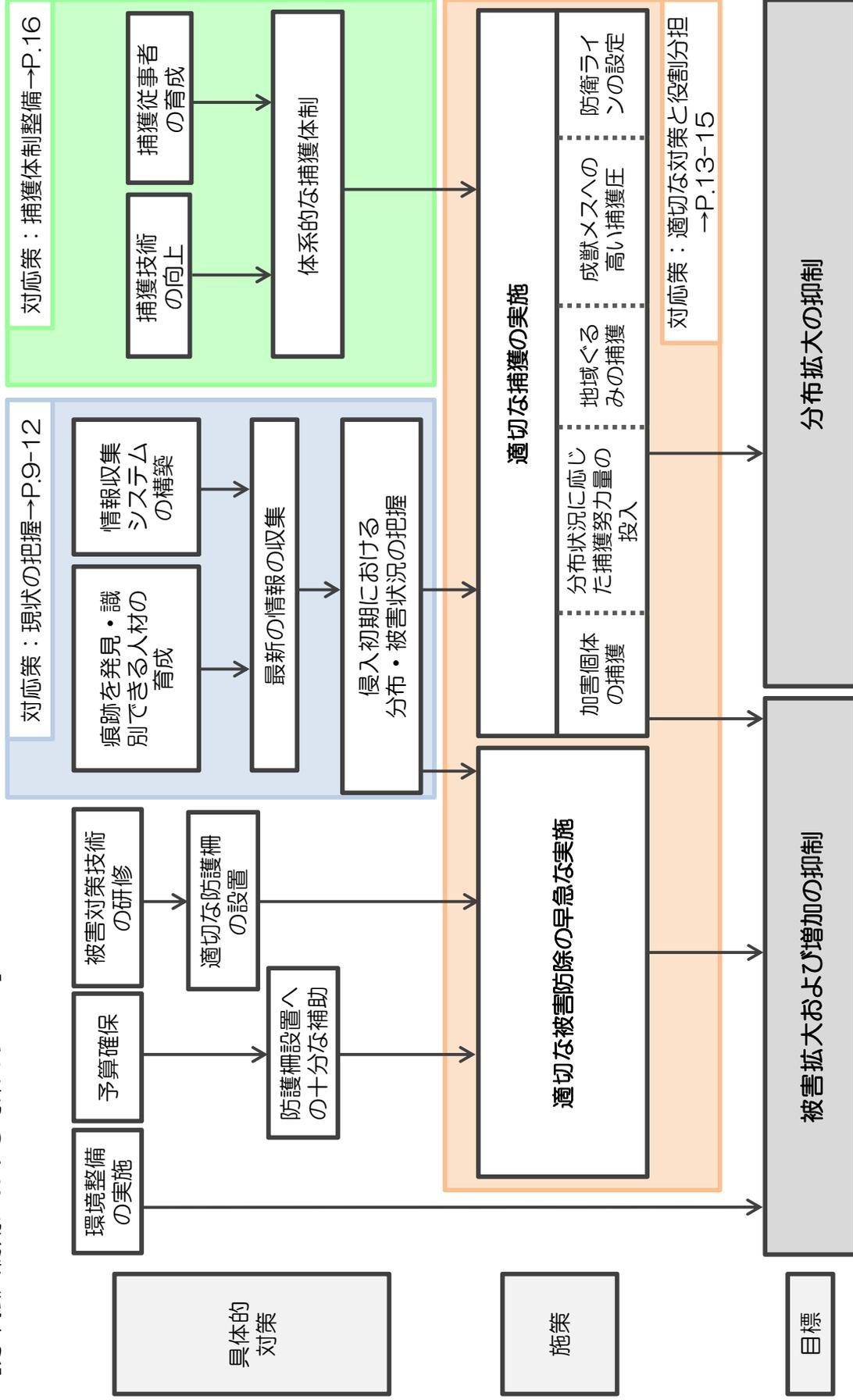
### ✓ 捕獲の体制整備の遅れ

捕獲数の急増に対して、捕獲の担い手確保、人材育成、捕獲技術の普及などが追いつかない地域が多い。

これらの課題が生じる背景には、長い間イノシシが生息していなかったことに起因する多くの小課題が存在します。

次項で、分布拡大初期におけるイノシシ管理の目標に向けて行うべき各対策をフローチャートとして段階的に示しました。小さな課題を抽出し対策・解決していくことで、最終的な管理目標のゴールにつながります。あわせて、P.9からは具体的な取り組みが進んでいる事例を紹介します。

【分布拡大初期における対策のフロー】



## 分布拡大初期における分布・被害情報の把握

### 最新の情報を、迅速に収集することが重要

イノシシは繁殖力が高く、定着後は急速に生息数が増加するため、対策が遅れるほど被害が深刻化していきます。農業被害が発生＝生息確認では、すでにイノシシは定着し生息数が増加している可能性が高いです。そのため、早い段階でイノシシの生息を把握し対策を講じていくことが重要となります。また、侵入直後は生息密度が低くイノシシの生息情報が集まりにくいいため、最新の生息情報を迅速に集めるには、効果的かつ効果的な情報収集体制を整備していく必要があります。

#### ✓ イノシシの痕跡を識別できる人材の育成

これまでイノシシが生息していなかった地域では、イノシシの痕跡を識別できる人材がいません。そのため、研修会の開催や回覧板・パンフレットを用いてイノシシの情報提供を行うことで、イノシシの痕跡を識別できる人材を増やし、より正確で迅速な情報収集が行える体制を整備する必要があります。

#### 千葉県事例

県や市町村により作成した、識別しやすい痕跡の写真・解説を掲載したチラシを集落ごとに回覧板で配布し、分布状況の把握に用いています。集落単位で配布し情報提供を依頼することで、詳細かつ新しい情報を得ることができます。



(↑千葉県 夷隅農業事務所 普及だより第52号)

<http://www.pref.chiba.lg.jp/ap-isumi/isumi/fukyuyodayori.html>



(↑千葉県佐倉市飯田)

✓ 情報収集システムの構築

→ 多方面の関係機関との連携、連絡体制の整備

多くの情報を収集するには、様々な関係機関が連携し連絡体制を作っていく必要があります。情報収集対象者、収集経路、最終的に情報を管理する機関などを整理し、情報収集システムを構築していく必要があります。また、住民や関係者への研修により情報の精度を上げながら、収集された情報を整理・分析し定期的に公表することで、協力を得やすくなります。

長崎県・杵岐市の事例

2012（平成24）年に生息が確認されました。島嶼では陸上だけではなく、海上からの上陸・分布拡大も防ぐ必要があり、杵岐地域鳥獣被害対策協議会（県、杵岐市、JA 杵岐市）を設置し、杵岐島周辺の海上におけるイノシシ発見時対応方針を策定しました。様々な状況に応じた対応について、関係機関・関係団体の役割分担および連絡体制を明確に示しています。また、住民へのイノシシ目撃情報の提供チラシを全戸配布するとともに、漁業者向けのチラシを別途配布し海上での情報提供依頼も行っています。島への侵入防止や上陸地点の特定などに役立っています。

**杵岐市周辺で漁業をしている皆様へ**  
**イノシシやシカの侵入防止にご協力をお願いします**

長崎県内でのイノシシやシカによる農作物への被害金額は4億円、捕獲頭数は4万頭を超える事態となっています（平成23年度）。

現在、イノシシやシカが九州本土から泳いで杵岐に侵入し繁殖することが心配されています。

もし、杵岐周辺の海域で泳いでいるイノシシやシカを目撃したり、海岸に死骸が漂着しているのを発見した場合は市役所またはJA営農センターまで連絡をお願いします。

生きているイノシシやシカの場合、協議会から捕獲に向かうまで監視していただいた場合は報酬（お米等）をお支払いします。

杵岐市農林課 : 0920-44-6112  
JA営農センター : 0920-45-3805



海を泳ぐイノシシ  
(2010年10月 松浦市沖)  
海上保安庁撮影

杵岐地域鳥獣被害防止対策協議会

**イノシシの情報提供を!!**

杵岐島内各地に於いて、イノシシと思われる痕跡が発見されていますが、いまだに生息場所を特定するには至っていません。早期の被害対策を行うために、イノシシと思われる痕跡や農作物被害を見られた方は、下記へお知らせください。



被害状況  
・被害は食害と同時に、踏みつけや掘削による被害がある。

足跡  
・跡の幅が広い。  
・跡が連続した事。  
・側面(後づめ)の跡が残ることがある。

糞  
・5cm程度の扁平な糞が連続している。

連絡先: JA 杵岐市営農センター生産振興課 0920-45-3805  
杵岐市役所農林課 0920-44-6111

(長崎県 杵岐地域鳥獣被害防止対策協議会)

情報収集対象者および収集方法の例

情報収集対象者	収集方法の例
農業関係者	被害状況
水産業関係者	海上での目撃情報
道路管理者	ロードキル情報
狩猟者・猟友会	捕獲情報
生物調査者等	他生物調査時に並行したイノシシ生息情報の収集

## 分布情報・捕獲情報から生息状況を診断し、適切な対応を行う

地域の生息状況に合わせた適切な対応を行うことが重要

侵入段階に応じたきめ細かい対応をとることがイノシシ対策では効果的です。侵入初期から分布情報や捕獲情報を収集し、ある程度狭い単位（集落単位がもっとも良い）でイノシシの生息状況区分を行います。集落単位で生息段階（侵入段階）を区分することにより、労力を投入すべき対策を選択・実施することができます。

### 千葉県の事例

千葉県では、2010（平成22）年に実施した農家アンケート調査結果や最新の聞き取り等の情報をもとに、各市町村において大字等を基本単位として県全域で以下の基準に基づき、4段階（侵入段階0～3）の地域区分図を作成しました（図4）。作成にあたっては、県から市町村へ情報提供を依頼し、市町村が各集落の情報を収集しました。これにより、対策における県や市町村、集落それぞれの役割分担も明確にできます。千葉県や専門家からの情報等をもとにP.13以降で詳しく示します。

### 侵入段階0（未生息地域に対応）

生息情報のない前線地域の外周域

### 侵入段階1（前線地域に対応）

イノシシの生息域の前線となっている地域で、農林作物被害が出始めている地域、もしくは生息域や被害の拡大が危惧される地域で、侵入防止を図ります。この地域では捕獲があまり行われていないか、オスしか捕獲されません。

### 侵入段階2（拡大防止地域に対応）

農林作物被害が拡大・増加しており、特に早期に重点的に対策を行う地域です。捕獲があまり行われていないか、成獣メス・幼獣の捕獲があります。

### 侵入段階3（被害対策地域に対応）

農林作物被害が常態化しており、引き続き対策を行っていく地域です。成獣メス・幼獣が多数捕獲されます。千葉県の場合、捕獲個体の内訳で幼獣捕獲数が成獣メス捕獲数の3倍以上になっています（幼獣捕獲数／成獣メス捕獲数 $\geq 3$ ）。

**Point!** イノシシ個体群の分布拡大は、オスの方がメスよりも分散距離が長いことから分布域の最前線部ではオス個体が多く存在する傾向があります。その後メスが世代を重ねて行動圏をずらしながら分布域を拡大し、繁殖をすることで定着していきます。

【侵入段階（0～3）の模式図】

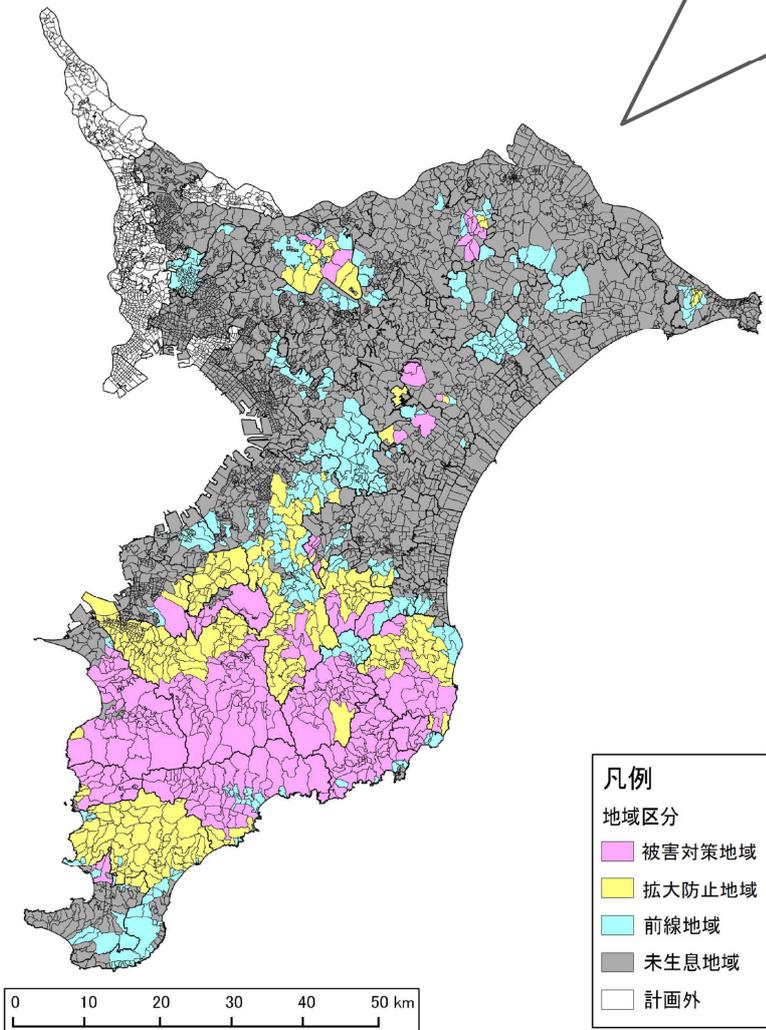
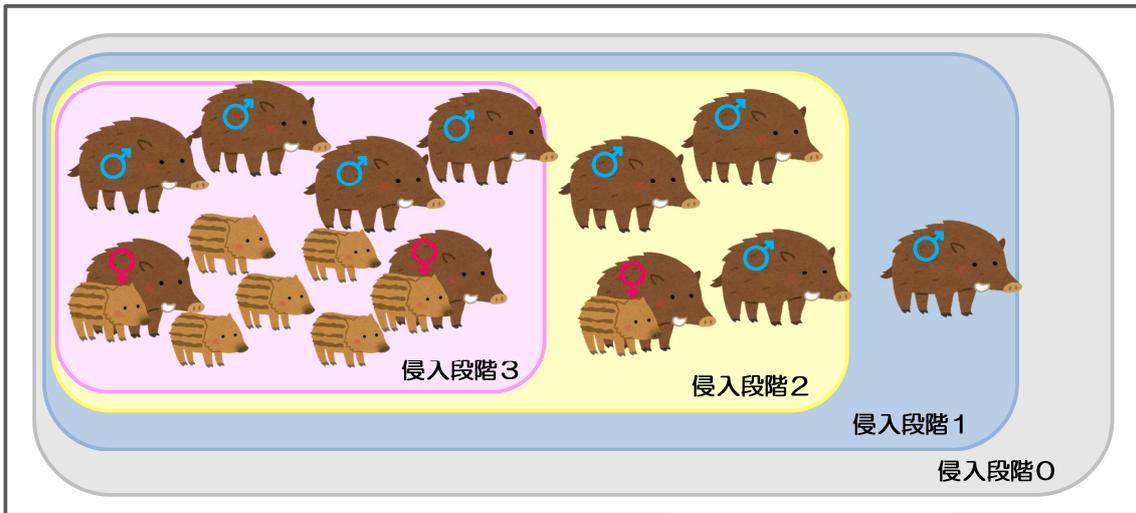


図4 千葉県においてイノシシの生息状況をもとに作成された地域区分図  
 （千葉県イノシシ対策計画より抜粋）

## 侵入段階に応じた対策と役割分担の例

分布情報や捕獲情報により区分された各侵入段階に応じて、必要とされる対策は異なり、適切な役割分担を行う必要があります。基本的に、それぞれの対策は集落（農会）・地区など最小地域コミュニティが実施し、市町村は計画立案、都府県は統括や計画立案・実施にかかる支援を担うこととなります。

また、必要な人員や配置についても侵入段階により異なり、段階が上がるにつれて労力が増すことから、計画的に研修等を行い人材の育成をしていく必要があります。

各段階における、情報収集（分布・被害の把握、捕獲情報の把握）、被害防除、捕獲について実施すべき対応と役割の例を示します。

### 侵入段階別の対応（情報収集・被害防除・捕獲）および役割分担の例

#### 侵入段階 0

<b>情報収集</b>	目的：イノシシの生息情報収集
分布・被害の把握  (P.9,10の事例参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イノシシの生態や痕跡の見分け方の普及および情報提供依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 生息・被害・被害防除に関する普及啓発資料の作成（回覧板・パンフレット等）、研修会開催 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>◆ 集落単位での情報収集（回覧板・パンフレット等） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村・地域</span></li> <li>◆ 定期的な出没状況と被害状況の聞き取り調査 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</span> （市町村担当者が現況把握のための情報収集を実施することで、問題を認識し意識が向上する）</li> <li>◆ 情報収集体制の構築 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> </ul> </li> </ul>
<b>捕獲</b>	✓ 侵入した場合を想定し、排除を目的とした捕獲体制整備

#### 侵入段階 1

<b>情報収集</b>	目的：イノシシの生息情報収集
分布・被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イノシシの生態や痕跡の見分け方の普及および情報提供依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ イノシシの生息・被害・被害防除に関する普及啓発資料の作成（回覧板・パンフレット等）、研修会開催および情報の分析・公開 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>◆ 集落単位での情報収集（回覧板・パンフレット等） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村・地域</span></li> <li>◆ 定期的な出没状況と被害状況の聞き取り調査 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</span> （市町村担当者が現況把握のための情報収集を実施することで、問題を認識し意識が向上する）</li> <li>◆ 情報収集体制の構築 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> </ul> </li> </ul>

捕獲情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 侵入段階の把握に向けて、既存の情報を十分に生かす <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的な捕獲報告（性、成獣・幼獣の別、捕獲場所）により、侵入段階の基礎情報を得る <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> </ul> </li> </ul>
<b>被害防除</b>	<p>目的：被害の初期対応を迅速に行い、被害を最小限に抑える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市町村担当者や関係機関職員を対象とした被害防止対策に関する研修の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>✓ 生息環境整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県：支援、市町村：計画、地域：実施</span></li> </ul>
<b>捕獲</b>	<p>目的：侵入の防止（排除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 効率的な捕獲を行うための、イノシシの生態や痕跡の見分け方の普及 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> <li>✓ 生息可能性のある地域の定期的なモニタリング <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> <li>✓ 被害拡大を防止するための予察捕獲 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> <li>✓ 捕獲の担い手確保：狩猟免許取得機会を増やす（<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span>）、費用の補助（<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span>）</li> <li>✓ 技術指導：技術講習会の開催 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県・市町村</span></li> <li>✓ 捕獲体制の整備（鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の編成） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</span></li> </ul>

## 侵入段階 2

<b>情報収集</b>	
分布・被害の把握	<p>目的：幼獣（成獣メス）の生息情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ イノシシの生態や痕跡の見分け方の普及および情報提供依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 普及啓発資料の作成（回覧板・パンフレット等）、研修会開催および情報の分析・公開 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>◆ 集落単位での情報収集（回覧板・パンフレット等） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村・地域</span></li> </ul> </li> </ul>
捕獲情報の把握	<p>目的：効率的な対策に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 捕獲効率や捕獲情報の蓄積・分析 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>✓ 侵入段階の把握に向けて、既存の情報を十分に生かす <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的な捕獲報告（性、成獣・幼獣の別、捕獲場所）により、侵入段階の基礎情報を得る <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> </ul> </li> </ul>
<b>被害防除</b>	<p>目的：被害拡大の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市町村担当者や関係機関職員を対象とした被害防止対策に関する研修の実施 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</span></li> <li>✓ 重点的かつ計画的な防護柵設置と維持管理 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県：支援、市町村：計画、地域：実施</span></li> <li>✓ 生息環境整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県：支援、市町村：計画、地域：実施</span></li> </ul>
<b>捕獲</b>	<p>目的：分布拡大の制御</p> <p>低密度での維持や場合によっては一定地域から排除する。市町村をまたいで拡大することが多いので、異なる市町村に位置する集落を統括する</p>

	ための広域の行政単位（地域振興局等の単位）での施策が必要
✓	被害拡大を防ぐための重点的な捕獲 <input type="checkbox"/> 県
✓	捕獲数の制限を設けない最大限の捕獲 <input type="checkbox"/> 県
✓	被害防止に有効な捕獲手法の普及 <input type="checkbox"/> 県
✓	より積極的な捕獲の担い手確保：狩猟免許取得機会を増やす ( <input type="checkbox"/> 県)、費用の補助 ( <input type="checkbox"/> 県・市町村)
✓	技術指導：技術講習の開催 <input type="checkbox"/> 県・市町村
✓	捕獲体制の整備（鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の編成） <input type="checkbox"/> 市町村

### 侵入段階3

<b>情報収集</b>	
分布・被害の把握	✓ 捕獲効率（CPUE）等から地域ごとの相対的な生息密度の推定が可能な場合がある
捕獲情報の把握	<p>目的：効率的な捕獲に向けて</p> <p>✓ 捕獲効率や捕獲情報の蓄積・分析 <input type="checkbox"/> 県</p> <p>✓ 侵入段階の把握に向けて、既存の情報を十分に生かす</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 基本的な捕獲報告（性、成獣・幼獣の別、捕獲場所）により、侵入段階の基礎情報を得る <input type="checkbox"/> 県</li> </ul>
<b>被害防除</b>	<p>目的：被害の軽減</p> <p>✓ 市町村担当者や関係機関職員を対象とした被害防止対策に関する研修の実施 <input type="checkbox"/> 県</p> <p>✓ 計画的な防護柵設置と維持管理 <input type="checkbox"/> 県：支援、市町村：計画、地域：実施</p> <p>✓ 生息環境整備 <input type="checkbox"/> 県：支援、市町村：計画、地域：実施</p>
<b>捕獲</b>	<p>目的：密度管理</p> <p>農作物被害防止の観点から、被害が許容できる密度に抑える。都府県レベルでの広域施策では対応しづらいので市町村主体の密度管理体制が必要</p>
✓	加害個体の重点的な捕獲 <input type="checkbox"/> 市町村
✓	捕獲数の制限を設けない、最大限の捕獲 <input type="checkbox"/> 県
✓	被害防止に有効な捕獲手法の普及 <input type="checkbox"/> 県
✓	捕獲の担い手確保：狩猟免許取得機会を増やす ( <input type="checkbox"/> 県)、費用の補助 ( <input type="checkbox"/> 県・市町村)
✓	技術指導：技術講習の開催 <input type="checkbox"/> 県・市町村
✓	捕獲体制の整備（鳥獣被害対策実施隊や捕獲隊の編成） <input type="checkbox"/> 市町村

## トピック

### 捕獲体制の整備について【集落ぐるみの取り組み事例】

イノシシが長い間生息していなかった地域では、イノシシを捕獲する人材が不足していたり、捕獲技術がなかったりする場合があります。そのような中、集落ぐるみで積極的に活動することで、イノシシの分布拡大を抑制できた千葉県南房総市南無谷集落の事例を紹介します。

#### 【南無谷集落】

- ◇ 面積：約 4km<sup>2</sup> (2km×2km)
- ◇ 北部からイノシシが分布拡大してきたなか、定着地域の先端（侵入段階 2）
- ◇ びわが特産品
- ◇ びわ生産者グループの若手研究会（40-50 歳代）が中心となって捕獲実施
- ◇ びわ収穫用の作業道が細かく入っている



【2009（平成 21）～2010（平成 22）年】

北部からイノシシの分布が拡大し、捕獲数の内訳において幼獣捕獲数／メス成獣捕獲数 $\geq 3$ であり、イノシシの定着地域の先端集落でした。

【2011（平成 23）～2012（平成 24）年】

県の補助事業を活用し強力な捕獲を実施した結果、メス成獣・幼獣の捕獲がほとんどなくなりました。

#### 取り組み

- ◆ わなの従事者を 20 名以上へ増員（止め刺しはそのうち銃所持者 2 名が担当）
- ◆ くくりわなを集落全体に高密度で設置（約 400 基）  
→ くくりわなであるため幼獣に偏らない捕獲が行え、繁殖抑制が可能
- ◆ 1 年を通じて捕獲を実施
- ◆ 集落でわなを製作（100-200 基／年）
- ◆ 独学や他地域を視察するなどして捕獲技術のレベルアップ

【2013（平成 25）年～】

被害の再発→対策を実施している集落が千葉県のイノシシの行動圏がおさまってしまう面積のため、隣接集落からイノシシが流入

今後は集落を越えた地域ぐるみで計画的な捕獲（メスに集中的に捕獲圧をかける地域を設定する等）を行うことで分布拡大を抑制する取り組みが必要となります



平成26年度  
イノシシの保護及び管理に関するレポート

2015年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター  
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号  
電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。